

別添 1

福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金および介護福祉士等修学資金返還未収金収納業務 仕様書

1 委託業務の名称

福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金および介護福祉士等修学資金返還未収金収納業務

2 業務の目的

福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金および介護福祉士等修学資金返還未収金債権の回収について、専門的な知識等を有する事業者へ委託することで、未収金の効果的な回収を図る。

未収金の回収に当たっては、対象債権の借受人、連帯借受人および連帯保証人(以下、「債務者」という。)の生活状況等に十分配慮しながら適切に実施する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 貸付金概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金および介護福祉士等修学資金貸付金

(2) 業務を委託する対象債権

①母子父子寡婦福祉資金貸付金

ア 過去半年以上返済がない債務者に係る債権で、弁済始期が令和8年3月以前のものおよびそれ以外に特に県が指定するもの。

イ 対象債権の詳細については、契約締結後に、受託者と県が協議し、決定する。

(参考)対象債権の予定件数および金額(令和8年4月1日時点見込)

件数 約90件 債権額 約31,000千円

②介護福祉士等修学資金貸付金

ア 過去2か月以上返済がない債務者に係る債権(左記以外のものが含まれることがある)のうち県が指定するもの。

イ 対象債権の詳細については、契約締結後に、受託者と県が協議し、決定する。

(参考)対象債権の予定件数および金額(令和8年4月1日時点見込)

滞納者数 8人

債権額 3,553,500円(うち償還期限到来分は862,100円)

(3) 委託業務の内容

①未収金回収業務(未収金の催告および収納業務)

ア 債務者に対し回収につながるまで繰り返し文書通知を行うこと(受託通知を含む)

イ 債務者に対し回収につながるまで繰り返し架電を行うこと

ウ 債務者の返済能力や居所不明の債務者の確認調査を行うこと(訪問調査を含む)

エ 債務者から未収金を回収すること

②未収金回収業務の留意点

ア 本業務専用の預金口座を金融機関で開設し、回収した未収金はすべて当該口座に入金すること。また、債務者が金融機関へ振り込む場合の受取用口座も当該口座とすること。なお、本委託契約終了後は直ちに当該口座を閉鎖すること

イ 債務者に対し、必要以上に返還を強要しないよう配慮すること

③収納した未収金の払込業務

ア 回収した未収金は、月締めにて、翌月20日までに福井県指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込むこと。また、その際に手数料が発生する場合は受託者が負担すること。ただし、3月締めで収納した金銭については、翌月の指定金融機関等の3営業日以内に納付するものとする。

イ 契約期間終了後に回収した未収金がある場合は、直ちに県に報告のうえ、上記アの方法により払い込むこと。この場合、県は委託料および手数料を支払わない。

④未収金回収業務に係る債務者に関する調査業務

ア 必要に応じて債務者を訪問し、債務者の就業状況や経済状況等の生活状況を把握すること

イ 債務者の住所等について、委託時からの異動を把握した場合は、速やかに債務者に対し、県へ届け出るよう指示するとともに県へその旨を報告すること

ウ 県が債務者から異動届等により異動を把握した場合は、受託者へ連絡するので、連絡体制を整えておくこと

エ 調査の結果、回収不能と判断する債務者については、県に別途協議のうえ対応すること

⑤未収金回収に係る報告業務

ア 定期報告

月末時点における対象債権について、翌月10日(当該日が県の閉庁日の場合はその前日)までに、月次委託業務報告書を福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金(児童家庭課)と介護福祉士等修学資金貸付金(長寿福祉課)分を分けて提出し、県の検査を受けること。ただし、3月においては3月末日までに提出すること。また、報告書は、電子媒体を基本とし、必要に応じて紙媒体でも提出すること。なお、定期報告の内容については、以下の(ア)～(カ)のとおりとする。ただし、システム等にて随時確認ができる場合は、県と別途協議のうえ一部提出を省略できるものとする

(ア) 催告を行った債務者名、催告方法、催告回数

(イ) 訪問記録簿、架電記録簿の写し

(ウ) 債権を回収した債務者名、回収債権額、残債権額

(エ) 債務者の異動情報

(オ) 分納収納業務を開始した債務者の返還計画、分納状況に係る情報

(カ) その他、県が求めるもの

イ 歳入事務受託者収納計算書

当該月に収納した未収金について、歳入事務受託者収納計算書を作成し、翌月10日までに提出すること

ウ 随時報告

業務に当たり債務者との間のトラブル、苦情等があった場合は、速やかに報告すること

エ 業務完了後報告

全ての委託業務が完了した場合には、年次委託業務報告書を3月末日までに提出すること。また、報告書は、電子媒体を基本とし、必要に応じて紙媒体でも提出すること

⑥県との協議

受託者は県と委託業務の内容等について定期的に打合せを実施すること。その方法や時期については県と協議し決定すること

5 県が提供する情報

受託者が本業務を遂行するに当たり、県が提供する債務者の個人情報の提供範囲は契約締結時点において県が把握する次の情報とする。

(1) 債務者の基本情報

氏名(漢字・フリガナ)、貸付番号、生年月日、住所、電話番号、滞納状況等

(2) その他本業務を行う上で必要となる情報

県と受託者の打合せにより決定する。

6 業務実施体制

(1) 業務責任者等の配置

委託事業の進捗を管理する業務責任者を1名配置すること。また、本契約に係る会計、人事管理および庶務等に関する担当者を明確にすること。ただし、業務責任者との兼務は妨げない。

(2) 債務者訪問調査従事者の届出等

受託者は、債務者訪問調査に従事する者を選任する場合は、あらかじめ書面により県に通知を行うこと。債務者訪問調査に従事する者を変更または追加する場合にも同様とする。

(3) 実施体制表の作成

受託者は、契約締結後、速やかに上記(1)と(2)の責任者や従事者等に関する事項を含む本委託業務の実施体制表を作成し、提出すること

7 執行の適正を期すための検査等について

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、または、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問を行う場合がある。(地方自治法第243条の2の2第2項および第3項)

8 提出書類

受託者は、県との協議内容に基づき業務実施に係る計画書を作成し、県の承認を得ること

9 関係書類等の整備

受託者は、本委託業務に関する関係帳簿類を整備し、業務終了後5年間保管すること

10 委託料

(1) 委託料の金額

本委託業務により受託者が回収した金額(月締め)に契約で定める委託料単価を乗じたものと、訪問調査1件につき契約で定める委託料単価を乗じたものに、消費税および地方消費税相当額を加えた金額(1円未満の端数切捨て)の合計を委託料とする。ただし、3(3)③イの契約期間終了後に回収した未収金は、これに含まない。

(2) 支払方法

受託者は3(3)⑤の月次委託業務報告書による県の検査に合格した後、請求書を福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金(児童家庭課)と介護福祉士等修学資金貸付金(長寿福祉課)分を分けて提出すること。県は本請求書受理後、30日以内に受託者の指定する口座に振り込むものとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、この事業を実施するに当たり、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年法律第224号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)、福井県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和57年福井県規則第17号)、福井県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成四年三月二十六日福井県条例第三号)、福井県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成四年三月三十一日福井県規則第十八号)および福井県財務規則、その他関係法令を遵守すること

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者が、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けた場合は、この限りでない。

(3) 個人情報保護

受託者が、委託業務の実施において取り扱う個人情報については「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)」の適用を受ける。受託者は、委託業務中に入手した個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処置を講ずること。また、受託者は委託業務

実施中に入手した個人情報を含む文書、電子媒体等について保有の必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに破棄し、または消去すること

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとし、当該守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

12 その他の留意事項

本仕様書に定めのないものは、提案書の提案内容を踏まえ、県と協議の上、定めるものとする。